2021年3月16日

各位

名古屋市中区栄三丁目33番13号
株式会社中京銀行

「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」に関する登録認定機関の指定について

中京銀行（頭取　永井 涼）は、「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」に関して、一時支援金の事前確認を行う登録認定機関になったことを、お知らせします。

一時支援金概要	2021年1月に発令された緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等の皆さまに、「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」を給付するもの。
登録認定機関とは	事前確認を行う機関として一時支援金事務局が登録を認めた機関
登録認定機関の役割	一時支援金の不正受給や誤って受給してしまうことへの対応として、申請予定者が ①事業を実施しているか ②給付対象等を正しく理解しているか　等を事前に確認します。 ※登録認定機関は、申請希望者が給付対象であるかの判断は行いません。また、給付対象としての承認は一時支援金事務局が行うため、事前確認の完了をもって給付対象の承認にはなりませんのでご了承ください。
注意事項	お取引の営業店に、事前予約の連絡を行ってください。 日程など調整を行います。 ※一時支援金の詳細については、経済産業省 一時支援金のホームページをご参照願います。 URL：https://www.meti.go.jp/
取扱開始日	2021年3月15日

以上